## 加古川市職員の災害時における初動体制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、職員の勤務時間外若しくは休日等における地震災害等の発生に際し、職員が、あらかじめ指定された場所に参集するとともに迅速かつ的確に災害に関する情報の収集及び伝達を行い、もって市民の生命、身体及び財産を守る活動に従事することを目的とする。 (用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、加古川市災害対策本部条例(昭和38年条例第26号)及 び加古川市災害対策本部設置要綱(昭和39年6月23日施行。以下「要綱」という。)の例によ るものとする。

(初動体制発動の基準)

- 第3条 この規程による体制は、次の各号のいずれかに該当したときに発動されるものとする。
  - (1) 激甚な地震災害が発生したとき。
  - (2) その他災害等により、本部長が必要と認めたとき。

(動員対象者)

第4条 この規程による動員対象者は、本市に所属する全職員とし、地区支部に動員する者(以下「地区支部動員者」という。)と、あらかじめ本部長が指定する施設等に動員する者(以下「指定動員者」という。)に区分するものとする。

(指定動員者)

- 第5条 本部長は、災害時の応急活動を実施するのに必要な職員を確保するため、次に掲げる職員を指定動員者として定めるものとする。
  - (1) 要綱別表1に規定する各部の部長及び本部連絡員並びに災害対策本部及び関係職員(以下 「本庁指定動員者」という。)
  - (2) 業務上緊急措置等を行う必要がある職員
  - (3) その他本部長が必要と認める職員

(地区支部動員者)

第6条 地区支部は、別表1に規定するとおりとし、地区支部動員者は、当該地区支部の区域内 に住所を有する職員により構成するものとする。

(地区支部の組織等)

- 第7条 地区支部に支部長、副支部長、情報班、調査班及び救護班を置く。
- 2 支部長及び副支部長については、本部長があらかじめ任命する。

(地区支部動員者の役割)

- 第8条 地区支部動員者の役割については、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 支部長
    - ア 支部業務の遂行の確保
    - イ 情報の収集及び伝達についての総括
    - ウ 地区支部動員者への配備の指示
  - (2) 副支部長 支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときにその職務を代理する。
  - (3) 情報班
    - ア無線及び有線による本庁指定動員者との交信に関すること。
    - イ 消防本部又は各分署との情報交換に関すること。
    - ウ 地区支部内の情報の収集及び整理に関すること。
  - (4) 調査班 担当地区内の情報収集及び伝達に関すること。
  - (5) 救護班 初期的治療を要する者の救護に関すること。

(情報と収集活動)

- 第9条 地区支部長は、次に規定する情報について迅速かつ的確に収集し、地区支部被害状況報告書(様式第1号)を作成し、速やかに本庁指定動員者に報告するものとする。
  - (1) 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
  - (2) 火災等二次災害の発生状況及びその危険性
  - (3) 避難の必要の有無及び避難状況
  - (4) 住民の動向
  - (5) 道路交通状况
  - (6) 地区支部所管施設及び設備の被害状況
  - (7) その他災害の発生及び拡大を防止するための措置

(参集個人票の携帯)

第10条 職員は、常に参集個人票(様式第2号)を携帯し、緊急時に迅速な対応ができるよう留 意しなければならない。

(平常時の対策)

第11条 職員は、災害時における職務の円滑な執行のため、平常時より防災知識の習得に努める とともに、また防災訓練に参加するなど地域の防災力の向上に努めるものとする。

(初動体制の時間帯)

- 第12条 この初動体制は、災害の発生時より24時間までの暫定及び緊急的な配備とする。
- 2 本部長は、災害対策本部を設置し組織的な対応が可能と判断したときは、前項の規定にかかわらず速やかに初動体制を解くものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成7年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月5日から施行する。

## 地区支部一覧表

支 部 名	設 置 場 所	支 部 名	設置場所	
加古川支部	加古川公民館	別府支部	別府市民センター	
加古川北支部	加古川北市民センター	両 荘 支 部	両荘市民センター	
野口支部	野口市民センター	加古川西支部	加古川西市民センター	
平岡支部	平岡市民センター	志方支部	志方市民センター	
尾上支部	尾上市民センター			

様式第2号(第10条関係)

(表)

## 参集個人票

氏名				
1	多 集	場	所	

本市に震度5弱以上の地震が 発生した場合は、本証の指定場 所に参集するものとする。

年 月 日

加古川市災害対策本部長

(裏)

## 参集時の心得

- 1. 服 装 応急活動に便利で、安全な服装とする。
- 2. 携行品 手袋·手拭·水筒·食 糧·懐中電灯等
- 3. 参集途上の緊急措置 参集途上において、火災、人身 事故等に遭遇したときは、消防、 警察機関に連絡のうえ、適切な 処置をとるとともに、その被害状 況を参集場所の指揮者に報告 する。

竪垒	山上	7	T
777	1 117	$\sim$	4

被害状況報告書

(第 報)

月	日	時現在	収集機関	支部
月	日	時発信	発信者名	

項目	被害の	有無	内	容	備	考
1. 人 的 被 害	無 •	有	死 亡 者	人		
			行方不明者	人		
2. 建築物被害	無 •	 有	負 傷 者   全 壊	人 棟		
	<u> </u>	H	半壊	棟		
			一部損壊	棟		
3. 火 災 発 生	無 •	有	出 火 鎮 火	件 件		
4. 崖崩れ等	無 •	有		,,		
5. 道路被害	無•	 有	通行止	 ヶ所		
	\\\\\\	H	流 11 元	9 101		
6. 輸送関連施設	無 •	有				
の被害						
7. ライフライン	無 •	有				
ア.電 気	無 •	有		戸		
イ.ガ ス	無 •	有		戸		
ウ. 水 道	無 •	有		戸		
工.下水道	無 •	有		戸		
才. 電 話	無 •	有		戸		
8. 防災重要施設の被害	無 •	有	施設名			
9. 社会的混乱	無 •	有				
10. 避難の必要性	無 •	有				
11. 避難状況	無 •	有		人		
12. その他	無 •	有				
災害拡大防止						
措置の必要性						